

仙石道之助元家來神谷轉事、當時上總國三黒村松見寺看住友鷲、引渡方の儀に付、井上河内守より取計方相伺、評定所一座へ評議に御下被成候處、兩奉行共と同役見込一決不仕、銘々存寄之趣、此廿二日申上候儀に御座候。然る處、當月廿一日、一月寺役僧友鷲所持罷在候書面の通りにて、道之助家老仙石左京取計方等品々申立候書付類、河内守方へ差出、右にては、道之助家政向甚混亂致し居候は、無相違候へ共、當時伺書差上げ、未だ模様も相分不申内、右體の書面差上候は如何と、河内守厚く心配仕り、私へ内談有之、心配致し候は、尤もに候へども、當時進達不致、追て御指圖始末に依り、今般の書面夫れく御心得にも相成候儀有之候ては、恐入候事故、何れ入御披見候方可然旨及挨拶、右に付、今廿三日書面類進達仕候。右に付、猶厚勘辨仕り候處、今般の如く、一月寺役僧共、深踏込一途に友鷲を精忠の者と見込、相圍ひ、始末に寄候ては、一宗破滅の基と申立奉行所吟味相願候を、直に仙石家へ引渡候ては、假令實は友鷲不届無紛共、疑甚難晴處よりして、虛無僧共承伏仕まじく候。勿論下方の者共、承伏不承伏に依り、奉行所の取計方懸念致し候筋は、毛頭無

之候へども、忠義と掟とを踏に致し、専ら正論と心得候て、申立候を、邪正辨別も不爲致取計にては、奉行所の大法更に被行不申候間、何れ友鷲は、私共懸りにて吟味の積り相成不申候ては難成儀と見居候。尤もさ候は、道之助家政向の儀は、是非相糺不申候ては難成様可成行候懸念も有之候へども、此上友鷲吟味の模様依り、同人不届に相決候は、素より異論無之候得共、萬一左京吟味いたし不申候ては、難成様の場合に至り候は、其邊を以取計方をも相伺可申、其上無餘儀場合に候は、一山一宗の事にて、増上寺山内の一件等吟味致し候近例も有之候得共、併先は奉行所にて、一家中限の儀を、悉く打出し吟味に及候は、素好の御取計に者無之候間、何卒其砌は左京へ同意の者共は、道之助方にて仕置爲申渡、友鷲主家を逃去候不埒も、是亦奉行所にて内仕置申付候は、自ら一家中の混亂も相治り可申哉にて、勿論夫とても未だ見越の事故、吟味の上、友鷲一人の不埒に相決候か、或は左京等以外の外之不届とも悉く吟味致し候様可相成哉。何分にも取極候儀は難上候得共、先は前文の趣に取計尙爲御取締萬端家政向の儀は近親の内相談致し候は、

此節の趣は靜謐に相成可申哉。さ候得ば、河内守相伺候趣は、早速御下知有之候方にも可有御座哉と奉存候。右體遮て私より申上候は、如何に御座候得共、右之見込不申上候而者、御指圖の御合にも相成まじくと奉存候に付、私限此段別紙を以申上候。

七月廿三日

一、同年十二月九日御達書

仙石家處分

仙石道之助

名代 能勢惣左衛門

玉虫十左衛門

其方元家來に出奔致候神谷轉事、虛無僧友鷲の儀、不届有之者に付、捕渡之儀筒井伊賀守へ申越候間、召捕候。然る處他の引合も有之候に付、寺社奉行に而及吟味候處、其方家政不正、其外不容易之儀共相聞候。依之於評定所に遂吟味

御詮議候處、家老仙石左京儀其方家政を取亂し、身不相應の奢侈超過し、殊に其身之罪を爲可取隠、奸計を以、主人の爲筋申立候家老共を讒訴の趣に吟味、爲誤死罪其外の仕置申付、且又宇野勘助等左京に令同意不埒不届の取計致候始末及白狀候に付、夫々御仕置被仰付候。政事向之儀は、第一之儀に候處、家政取亂候を其心得も無之段、不調法に被思召候。依之急度可被仰付候得共、若輩之儀にても候間、格別の思召を以、高五萬八千八十石餘の内、城地共儘被差置、二萬八千八十石餘被召上、三萬石高と被成下、且又閉門被仰付候。右於伯耆守宅、老中列座伯耆守申渡、大目附初鹿野河内守、御目附大澤主馬羽太庄左衛門相越候。

松平周防守

名代 千羽彈正少弼

其方儀、仙石道之助元家來河野瀨兵衛、並同家來生駒主計外三人仕置き等の儀、道之助家來共より松平主税を以承合候、道之助家老差出書面事實相違の儀有之、

松平家處分

天保六年仙石騒動

並片々の吟味に而如何共不心附、瀬兵衛其外之者共、仕置等、夫々及挨拶、其上道之助養祖父播磨守致病死忌中に相成候に付、仕置等申付候日間問合の節も、他に洩候間敷、寶曆夏評定所一座之伺添書寫爲書取相添へ内々主税に差遣候故、同人より道之助家來へ相達候次第に至候段、重々御役相勤候節之儀、別而不埒に被思召、隱居被仰付候、急度慎可罷在候。

但西丸下、上屋敷被召上、中屋敷下屋敷の内可有住居旨、書付相渡。

松平左近將監

名代

本多主税

深澤彌七郎

父周防守、勤役中、不埒の儀有之候に付、隱居被仰付、急度慎可罷在旨、被仰付候。家督無相違其方へ被下、追而所務可被仰付候。

於同人宅列座、同所同人申渡之。

大目附初鹿野河内守相越す。

左近將監、差控相伺候に付、御目通差控可被立旨相達す。

申渡之覺

寄合

松平主税

名代

能勢惣左衛門

其方儀、仙石道之助元家來河野瀬兵衛、並家來生駒主計外三人、不届の儀有之由を以、科の次第相認め、河野瀬兵衛を引廻しの上獄門又は打首、主計外三人は切腹或は永座敷牢に申付、可然御仕置等の儀は、兄松平周防守より承合吳候様、道之助家來岩田靜馬、外一人より頼請候節、書付共周防守へ爲致内見候處、瀬兵衛は輕死罪、其餘に輕方被申聞候を、其餘取附を以て、主計外三人剃髮の上、圍場へ入置可然旨及挨拶、且右之者共仕置等三奉行の中へ問合可申哉之段、道之助家來押返し申聞候處、乍内々も周防守より指圖の儀に付、相違無之、外へ問合に不及之段強て申聞、其上、道之助忌中に相成に付仕置申付候同苗の儀、尙又道之助家來共承合候節、周防守へ申聞同人より寶曆度評定所へ、一應伺濟の書面書取相

添差越候を、其儘道之助家來へ差遣し、殊に左京は間柄に候共、道之助家政向に可携筋は無之、旁、以不埒の至りに候。依て隠居被仰付。急度慎可罷在候也。

主税總領

松平軍次郎

名代

玉虫十左衛門

父主税不埒の儀有之候に付、隠居被仰付、急度慎可罷在旨被仰付、家督無相違其方へ被下候追て知行引替可被下候。

御勘定奉行

曾我豊後守

名代

大久保彌左衛門

其方儀、但州銀山附地役人渡邊角太夫別宅に罷在候仙石道之助家來、河野瀨兵衛を、同家來共踏込捕押引連れ候儀に付、西村貞太郎より取計方相伺候節、道之助家來より右之在所家來共心得違之旨申立候。遠路多人數呼下及吟味候ては、可致難儀と一己の存寄を以、御料所地内へ踏込候次第等は相除き、角太夫方へ瀨兵衛を差越候故、貞太郎承合致吟味候姿に調置、一件落著之上、瀨兵衛を道之

町奉行處
分せらる

助へ可引渡哉の段、伺書取認可相伺の旨、貞太郎指圖致し候事實相違の書面を以、松平周防守へ相伺、道之助方へ瀨兵衛を相引渡之段、全後暗き取計方、殊に最初、貞太郎右伺書差越し候砌、内藤隼人正連名宛内狀をも添差越候上は、月番取扱之品に候共、同人え一覽不爲致始末、不束の至に候。依御役御免、差控被仰付者也。

右於河内守宅、若年寄中列座、河内守申渡之。御目附曲淵勝二郎、本多左内相越す。

町奉行

筒井伊賀守

其方儀、仙石道之助元家來に而出奔致候神谷轉事虚無僧友鷲、不届有之者に付、捕渡之儀道之助方へ申越候間、組之者へ申付爲捕候、友鷲儀は、品々引合も有之、道之助方へ難引渡候處、篤と相糺候心得も無之、一途に引渡方に存込罷在候段、不行届の事に候。依之御目通差控被仰付候。

右新番所前溜伯耆守申渡之。

鳥居丹波守

松平左近將監上屋敷、四五日之内に爲引拂、御普請奉行へ可被相渡候。場所柄の儀に付、引拂迄之内、其方萬事心附候様可致候。

阿部能登守

中川修理大夫

仙石道家
政取締を
仰附く
仙石道之助事未だ若輩之事に付、家政取締方等之儀、中川修理大夫、阿部能登守申合萬端心附候様可致候事。

十二月九日

狂歌

上 五萬石餘を永樂錢と思ひしも丸に無の字となりかゝるなり
仙石 左京 あら口惜し五萬石餘を皆喰ひて腹が左京と思や仙石
同 長生を又仙石と欲ばれど左京數へてわづかなりける
神谷 轉 身にかへて神谷大事と思ひなば嘸轉寢の夢に見るらん
山本耕兵衛 山本もかういふ事を思ひなば何しに江戸へ出て耕兵衛
杉原官兵衛 我儘の杉原ばかり心ねはあさ官兵衛と思はれにけり

青木彈右衛門 正しき面してゐるや彈右衛門もう彈左衛門と變名をせよ
苗字なし斧七 苗字をば假に付けても争はト斧七ぶんの利を以て出す

今川狀の
作替へ

今川狀

出石老臣主君何某變死の騒動

- 一、天道を知らずして、左京つひに本意を得ざる事
 - 一、轉虚無僧をこのみ、無役の浪人くるしむ事
 - 一、表裏の輩、公命を待たずして、出奔せしむる事
 - 一、神谷捕れ寺社に訴へせしめ、堅固につままる事
 - 一、大家の親類、公用の沙汰として預り、迷惑致す事
 - 一、石但の山庄、左京以下徒黨して利欲をはかる事
 - 一、參府の衆人當惑せしめ、後悔いたす事
- 右此騒動、罪は死罪に極るべし。窮命大そう苦し。無事ふちのめし、くるしが

らせる間、專可被責問專一也。

川柳

美しき鳶も次第に落葉哉
困る家中も槍もぶらく
輪違の印から見て思ひ出し
藥草を抜いて山椒を植付る

尺八に吹倒さるゝ一家老
間違が出来て輪違ひ骨を折り
竹に雀は仙石様の手本よ
二步二朱一朱と百で馬を買ひ

川柳

十二月九日

仙石道之助家來

左京等一
味處分

獄門

死罪

同

遠島

同

同人家老

仙石 左京四十九

用人

宇野 甚助四十八

年寄

岩田 静馬四十五

年寄見習左京侍

仙石 小太郎二十一

年寄

杉原 官兵衛七十八

重追放

中追放

同

同

同

輕追放

主人方にて、相應
の咎可三申付候
仙石道之助家來
河野丹次郎移遣

左京父隱居一本左内とあり、
是なるべし。

青木 彈右衛門六十六

大 森 登廿九

元年寄

旗奉行郡奉
行勘定奉行兼帶

岩田 丹太夫五十一

勘定奉行

山本 耕兵衛三十八

物頭町奉行兼帶

惠崎 又左衛門五十八

郡奉行

德永 半左衛門

無役

早川 保助五十三

醫師

鷹取 已伯六十四

上總國三栗村普化
宗松見寺看住

友 鷺四十三

一月寺役僧

愛 璿四十五

屋敷番

西村 門平六十

無役

會田 甚太郎三十六

天保六年仙石騒動

無構

○年寄孫
右衛門
一本無
青木ト
シナ混
ラ

三九

同 增田七郎三十六
 石原新吾五十三
中老 仙石左兵衛四十六
元寄 長岡右仲三十七
 生駒主計四十六
 同 荒木玄蕃三十四
 同 酒勾清兵衛六十七
免狀役喜之助父隱居
 勘定奉行 麻見四郎兵衛六十五
 久保吉九郎五十五
近習番年寄孫右衛門悱
 瀬戸 助四十六
近習番年寄孫右衛門悱
 青木葛太夫三十二
 馬廻リ 岡部角太郎十九
 同 原川三右衛門四十七

三九

同 谷津生 人十九
 同 吾妻與兵衛五十八
 同 渡邊誠助三十二
馬廻辰次郎父隱居
 土岐雄之丞五十五
久無役太郎父隱居
 酒勾 薰三十九
 臺所小頭 西岡斧 七八十八
目見醫師
 杉立以成三十六
荒木玄蕃召仕治大夫悱
 平井平八郎廿一
三浦甚太郎家來
 高橋久左衛門五十二
中奥御小性仙石能登守家來
 太田東左衛門六十七
 同 内田竹左衛門五十七
仙石彌三郎家來
 中村龍助六十九
御小性本多對馬守組
 仙石七之助家來
 横田彌吉廿九

同人組仙石勝太郎家來

村井浦

助廿四

但州出石城下八十町名主

藤兵衛

衛一本藤藏
六十八

年寄

山田八左衛門

申口不分明に付揚り屋へ遣す

右於評定所、脇坂中務大輔・榊原主計頭・内藤隼人正・神尾豊後守・村瀬四平郎立會、中務大輔申渡。

同十日夕、於三浦家・高橋久左衛門へ申渡左之通、

其方事懇意の由にて、神谷轉と申者、昨年一月寺へ入宗の受人に相立候儀に付、度々御奉行所へ御呼出に相成尤右一件、御構無之旨にて相濟候得共、最初御呼出御尋之節、申口等甚不都合の儀有之上、同人事に付無餘儀次第と申にも不聞、右之始末兼而届も無之、旁、不埒之事に候。依之差控被仰付候、慎可罷在也。七日の間差控にて相濟。

十二月九日鈴ヶ森捨札の寫

左京獄門
の捨札

武家家來

仙石左京

當四十九歳

此者蒙吟味候處、先代主人美濃守病氣差重り、跡相續嫡子無之、火急に出府之砌、纔に十歳の倅小太郎を愛子之由に而召連、既に右隠居播磨守、其外一家中在所之疑惑を受、主家へ對し不願憚筋に有之、年寄生駒主計、勝手懸り手餘る由に而、相懸り有之度と申聞候を、同人一人に而差支へ候に付、右懸り相願にて、格別増人有之候而者、區々可相成杯申候に其儘承置ながら差問候場に臨み、已後取締候由にて、年寄役取放之上、滅知致し、其以後、此者共四人にて、勝手方取放候段、隠居播磨守指圖に候とも、幼年の主人、家政向專取扱候身分、右次第不都合の儀に而、是を巧候存念に相聞、其上百姓共、小鳥作物を荒し候趣を以、提飼相願候に付、飼置候由は難立申譯にて、勝手向省略申、宅へ鷹差置野合に於て提飼致し、又は倅縁女引移の次第等超過の儀共、其外更に如何の取計有之候處、右主計外三人を隠居播磨守へ上書致し、尋受候節、更に無跡形趣に相陳じ、却て前書宇野甚助に相談之上、年寄共へ申談、不束之上書致し候旨、播磨守へ申聞、滅高・塾居申付、右體不届有之候故、元同

家來河野瀨兵衛儀、主人同姓之此者等取計、品々申立候を讒訴の趣に申なし、御料所地内を、足輕差遣し召捕、右に引合候趣を以、主計其外之者共咎之儀、一旦事濟之儀、病氣に而精神及虚耗候播磨守讒聞爲致、再吟味に及び、剩へ瀨兵衛申立候儀者、於奉行所吟味之上、此者申譯無之恐入候旨申立候かと多端讒訴の趣吟味詰させ、其已前、播磨守、寔常青院等、瀨兵衛より内意承傳候者、如何之取計等播磨守へ心附申遣候を、不行届に而、他之回家來年寄杉原官兵衛々申談爲差出、右體事實反覆之儀を、却而瀨兵衛者死刑難逃由杯相詰、外年寄共より右之趣を以、了簡申立させ、瀨兵衛は仕置に相決、加之主計外三人は同姓とも、瀨兵衛書付差出候と申合候儀無之旨申立候を、俱に相巧、讒訴致し候體に書面取綴り、主人を欺き、重き御役人之内意相覘、瀨兵衛は死罪、主計外二人は、切腹より一等輕き心得にて、剃髮の上、穢多町續き明屋敷へ厨を修理入置候始末、主家へ對し深望無之由は申立候得共、其身不忠之露顯を厭ひ、主人爲筋を申立候者を、重科に陥入候等、無紛不届至極に付獄門に行ふもの也。

一月寺の謝辭

友鷺儀、願の通り、御吟味被成下、宗掟暎と相立、其上邪正明に相成、自ら諸士の忠烈を勵し候に至り、武門の助と相成候意味を不失、一宗面目不過之、偏に御仁徳の至り、殊更厚御慈悲之御沙汰被成下、言語に不及處、深難有仕合奉存候。右御禮參上仕候。

未十月十日

一月寺役僧 愛 璿

關係諸侯伯の交迭

天保七申三月十五日、松平左近將監殿、奥州棚倉へ所替被仰付、是迄棚倉城には井上河州館林へ所替となり、館林の城主、石州濱田へ入代りとなる。

脇坂中務大夫殿には、昨年仙石一件御仕置後間もなく、西丸御老中格、從四位侍從に命せらる。

ちよんがれ

ちよんがれ

これ／＼皆さん聞いても呉んない、おらが隣の其又隣の仙石様は、御國の家老が謀叛を巧んで、一家一門申し合せて主人を殺して、子息を主人に替玉食はして、其身

天保六年仙石騷動

四〇三

は榮耀の錦の襖に、蒔畫の御膳で、二汁・五菜や、三汁・五菜の御料理、其外朝から晩迄、酒や肴でどんちやんどんちやん、五萬石をばしめこの笠著て飛んだりはねたり、面白可笑しく暮らそと思うた巧みの品が、一味の中から轉が夜抜けを早くも聞きつけ、こいつは堪らぬ、肝心要の大變所か、定めて彼奴はあいつお江戸に出かけて返り忠をばしやうと思つて、逃げたと思ふに、卑怯な奴だ、急いでさがせと、夜の目も寝ないで、お江戸へ出て来て、八町堀へお金で頼んで搜して貰うて、横山町にて御上意などで捕らんとしたらば、其時轉はちつとも騒がず、公儀の御手からお捕りなさるなら繩目に逢はうが、仙石家より御頼みで捕るなら了簡有るとて、尺八などをひねくり廻して、怒りの氣色で、與力や同心大に怯ひるんで、すてきな奴だと欺たぶして捕らんと、公儀の御手から御捕りなさるに、騒ぐな轉と呼ばはりかくれば、そんなら拙者はお町に出かけて、一番理屈を云はねばならない、お町へ出懸けて、一から十迄、左京が悪事を残らず語れば、御奉行様にもびつくり驚天、聞捨ならんホッテそにならねい、幕だと思ふ所へ、井上様より、虚無僧などはおいらが係りだ、何しに其方そちでおせんなさ

〔原註〕御
老中にな
りたしな
て、脇坂
より防州
へ類に路
をなせし
事有るし
と云へる
時あり

つたと、尻が来てからこいつは一番、あやまり證文、南無三寶と御寺社へ渡して、お町は引き込む、井上様では、色々詮議を、致した所が、親類内では御都合悪いと、脇坂などもへ渡してやつたら、段々糺して宜い事聞いたぞ、おいらが周防にお金を取られて、ねつから今迄御役も来ないでつまらぬ所だ、一番りきんで周防に泡をば、吹かせて拙者が御役にならんと、嚴しき詮議で、一味の奴迄残らず呼び寄せ、方々に御預け、大名物入り留守居駆け出し、お金の相談、座敷を拵へ警固の人やら、毎日毎日お町へ呼出し、駕籠から馬から大變な騒ぎで有ます、所が仙石様では藝州様から、警固の人数が大勢来りて、御門々々を固めて仕舞つて、出るにも出られず、這入もならない、ちやんと固めて家中の面々、大に困つて、左京が御蔭で、なんにも知らないおいらも難儀で、味噌や醤油に困りきるとて、左京が首をば微塵に碎いて、焼いて粉にして食うてやつても、足りない男だ憎つくい奴だと、てんでに罵り、周防様にも引込み届けて、十日も廿日も引つ込んでゐれども、御尋なんどもねつからなければ、南無三御役は是迄なりけり、今更主税を大に怨んで、叱つてみるやらきめ

てみるやら、後の祭りであつたらぬ、御役が上つて平手になつたら、御金や著物や樽や肴を持ち込む所は少しも有るまい、淋しい暮しにならうと思つて、俄に留守居が方々駈付け付け、きしめくを頼んで廻れど、今更仕方も渚の千鳥、啼くより外は仕様も無いとて、ちよんく、慕。

千石も田のみすく雲しつきのな

當世

あきに臨時の轉めされし

神谷

たより聞く雁をも友と鷺が鳴て

一月

あづかり物の荷厄介なり

是は松平備中守様友鷺預なり

駿臺

筒井つゝ井筒にかけまくり尺八

南坊

ちから業にも重い玉づさ

松平主税様事

平松

ひだり京道の助けをしるべとし

老功

出る石緩し城がかたぶそく

但府

權兵衛は種をまかねば丸となし

祖父

坂のわきより花のよこ枝

汐留

春心伊達なうはさも今日ぞ見る

千大

昔のかたを聞くも恨めし

防蔦

かたばみの劔とけんとなす御後室

是は酒井様より入奥の御方にて御後室仙石左京密進の事なり

隠婦

七五三打懸て神や守らん

轉見

美濃紙はものが當りて破れ障子

鶴毒

御先代美濃守さまの評判

相 家

五年以前一人前百石より五百石千石

永口樂

一文がうよく

萬一成就する時は大名也。

傳 老

抑、此藥は一月寺こむそこの告に依り、左京が拷問の痛みに謀叛は日々尻われ、一味

くだけ露顯騒動、主税は疾病、周防は頭痛、其外家中御蔭預け、大名物入り、金瘡丹目附の虎眼、留守居忙がしく、眩暈立ぐらみ底豆によし、佞奸の者にて其内腹がわかつてよし。

吟味調所

江戸芝三田 龍野氏



此度善人に紛らはしき類あまた御座候間、能々吟味の上裁評仕候、
右次所

- | | | | | | |
|---|--------|----|-------|---|--------|
| 忠 | 神谷 轉 | 忠 | 荒木 玄蕃 | 忠 | 酒勾清兵衛 |
| 悪 | 杉原官兵衛 | 大悪 | 仙石 左京 | 悪 | 青木彈左衛門 |
| 同 | 仙石 小太郎 | 同 | 大塚甚太夫 | 同 | 西村 門平 |
| 同 | 高野 直助 | 同 | 神谷七五三 | 同 | 早川 保助 |
| 同 | 鷹取 已伯 | 同 | 西岡 斧七 | 同 | 仙石 主計 |
| 同 | 岩田 靜馬 | 同 | 山本新兵衛 | 同 | 久保 眞吉郎 |
| 同 | 麻見四郎兵衛 | 同 | 渡邊 越中 | | |

右之内取次の儀は、何れとも善悪相分り兼申候。追て吟味の上引札を以て申上候。以上、

高千石 岩田 靜馬 高四百石 四年寄 青木 彈右衛門 高三百石 五十年寄 杉原官兵衛 用人 大塚甚太夫

同 宇野 甚助 勘定奉行 山本 耕兵衛 近習番 早川 保助 近習番 西村 門平

同 岩田 丹太夫 郡奉行 勘定奉行 德永 半右衛門 町奉行 惠崎 又左衛門 醫師 鷹取 已伯

右十二人は傳馬町揚り屋入に相成申候。

荒木 玄蕃 仙石 主計 酒勾清兵衛 臺所 小頭 西岡 斧七 備前守御中 侍外御取扱

右四人は忠臣之由にて、別て大切の御取り計ひ方の由。

仙石 左京 同 小太郎

右二人は未だ備前へ御預け中、大逆臣小口に相成、

高二百五十石 山田 八右衛門 高百五十石 十年寄 大森 登

右二人は松平美濃守へ御預け中。

東西々々御城下平一面に岩田御静り下されませう、此度江戸寺社御屋敷に於て、晴

御		大免		大相撲	
大關 仙石左京	關脇 岩田靜馬	小結 宇野甚助	行司 松平周防守 脇坂中務大夫 井上河内守	大關 荒木玄蕃	關脇 仙石主計
前頭 山本幸三郎	同 杉原勘平	同 鷹取巳伯	呼出 松平主税	前頭 河野瀨兵衛	同 酒匂清兵衛
同 青木彈右衛門	同 岩田丹太夫	同 大塚甚太夫	渡邊角太夫	同 磯野六郎二	同 仙石馬之助
同 西村文兵衛	同 山本耕兵衛	同 西村文兵衛	取頭進勸 仙石道之助 同 仙石左京 同 小太郎 同 奧女中	同 原六郎右衛門	同 酒匂 薰
同 麻見四郎兵衛	同 渡邊清助	同 渡邊清助	京島良右衛門	同 下郷治右衛門	同 安宅彦左衛門
同 佐々木太郎衛門					

天五日より訴訟興行仕る、其沙汰三人衆中宜しくと有之、利口より賑々しく御城下へ御入來下され候段、肝心要不及中、左京の頭取訴訟の面々、如何計り迷惑至極の色をなし奉ります。訴訟古實といつば、天保元寅年秋稻作不出來に付、見分扱ひ願上候、其時山本耕兵衛を始めとして、宇野甚助の鷹の目を見開き、不届至極の願ひ出で、一合一勺も引く事ならずときめ付けたり。其後片屋に、河野瀨兵衛並三人衆を力として、相手の面々追々御江戸へ召し呼ばれますれば、轉をせごめ浪人浮世の戲男とは天地黑白の相違なり。また此外主計古實御座候得共、何を申すも不便の瀨兵衛長口上は却て左京吟味の妨げ、^{あらた}新手荒木を入れ、後は玄蕃にとらせ御覽に入れ升。

見物の向に四家品々

ありがたき道之助はある物をふみ迷ふべき左り京道

仙石米。仙石と云ふ人は一に家老を踏ん張つて、二には憎くい悪巧み、三に左京が指圖にて、四つ世つぎもない様に、五つ出石の騒動は、六つ無體に計らひて、七つなくやら殺すやら、八つやたらに預けられ、九つ殺した御吟味を、十でとつくり濟めば好

い。此度御役申せば、濱田御老中豊後伊賀御役人、仙石様は百年目、左京は金を撒き散らし、主税に任する所を、上より龍野が舞下り、悪しき奴原かい掴みて、鹽留の海へさらり〜。

五萬石投出させんと主税持つどつこい周防は旨く行くまい

魚盡し連歌

身の上の毒共知らず喰うた鰻黒髪切つて今は尼鯛
大望は元より思ひ立ちの魚身方を頼み送るほうく
道ならぬ望は終にかながしら深編笠の心ある鯖
江戸前と思の外に捕るゝもちまは^はしたる賣つゝいが
御預の身はちら〜の木葉蝶兼て覺悟の命ほしがれ
兄弟のわりなき中も興鮫拙なかりける家の大鱈
對決の場は口論にいひ鯉あとの手段に思ひ白魚

亡室 後靈 仙京權 右衛門 神轉 大八 困堀 末道 孫堂 濱松 田川 仙京 轉

御尋の筋残らず皆鰯心にさわぐことの上し餘
直な御代横にはいかぬ車海老主の報いの首は飛魚
此上は家の最員を頼み鱒權兵衛が功も少し立鯛
五萬石丸で無の字と極め鱒永樂錢で買へぬ^{こつしる}鱒

龍吟 野味 龍野 叱野 出家 石教

千秋

やくはらひ

やはら見せたいなく、斯かる見せたまきよくの世に、御家の騒動隠れなき、此度御役を申さうなら、石州濱田御老中、伊賀も豊後も御役人、一身は仙石金は萬兩、左京が主税一ぱいに、まさちらしたる其折柄に、天より龍野が天降り、彼の奴原をひつ掴み、周防が袖にひつ包み、西の海へと思へども、汐留へさらり、御役あがりませ、やくあがりませう。

仙石家の騒動を詠める

讀人知らず

横道のすかたん家老無分別戦國めける家の騒動
積み積んで左京が悪事道之助千石船も沈みやはせん
権兵衛が蒔きし種をば心なき家の烏がほせくりにけり
文も武も道之助にはならぬなり治れる世に亂れぬる家
家の變に千鳥の香爐啼きもせで彼方あちら此方こちらに權兵衛ぞなく
家の鼠千石の米を喰ひ盡し永樂錢と募る欲心
指を折つて婿の出世を松平主税も脱けて嘸悔むらん
蘇芳染の幟に目立つ千兩は富の札賣る濱田屋が店

右の如き戯れし事を書き付けぬるは、餘り浮きたる業にはあれども、當時の風説にして實事を知るに足れる事共其中に在るが故なり。又河野瀬兵衛、出石を追放せられ、江戸に出でて、主家の縁家へ出だしといふ十七箇條の書付、生野銀山渡邊角太夫へ内縁ある故に、之に便り、同人妾宅にかくまはれ、出石より捕手入り込み召捕れし始末等、同國村岡の長臣澤山儀兵衛も、生野に由緒ある人にて、

騷動の批

則彼地へ到り、渡邊角太夫より委しく聞き取りて、予に語りし事有りと雖も、餘りにくだくしければ、之を記すに及ばず。こは天保四巳年の冬、飢饉なりとて、米價尊き最中の事なりし。

松平周防守

仙石家の騷動巷説紛々として、江府より所々へ申し來れるも、一樣なる事無し。其中にて尤も慥なるを問ひ定めて、之を寫し取り、尙又實を詳かにせんと思へるにぞ、其國の人にも能く之を問ひ極めて、其事を書き集めしにぞ、終に一の卷とはなりぬ。此一件に於けるや、左京が悪事、大逆無道なる事は、三歳の小兒と雖も、一度其爲せる所の業を聞きては、其不忠不義なる事を知りて、憎む所なれば、辯を待たずして明なり。然りと雖も、斯る悪心の根ざしぬる本源は、播磨守・越前守等の不明不徳より起れり。されども、上に松平主税の縁なく、防州の如き欲深き小人なくば、左京も争か斯く迄に其臍を固むる事を能くせんや。之に依て之を思へば、悪事の張本、逆心の後楯となりて、斯かる大變を引出せし者は、防州なりと云ふべし。殊に多くの賂を貪り取りし中にも、世間にてよく知れる所の仙石家の重寶、太閤秀吉公よ

神谷轉

り拜領せし天下稀なる、蜀江錦の陣羽織を所望し、其儘にては之を用ひ難しと思へる心なるにや、天下の重寶をむざ／＼と切散らし、之にて紙入などを拵らへしといふ。淺ましき心底、言語道斷なる業と云ふべし。又神谷轉と云へる臆病未練の狼狽者あり。世間にて此者を指して、専ら忠臣なりと稱す。大に笑ふべき事なり。彼眞實忠臣にして、少しく武道の辨別あらば、左京を殺すに何の難き事あらんや。彼一人をだに殺害に及ばず、其餘の同類何十人ありぬればとて、争か其惡を施す事能はんや。假令其身事を遂ぐる事克はずして左京が爲めに其命を亡ぼすとも、忠義の志は貫きて、士の道に於て露計り恥ぢざる事なるに、其事もあらで、己が河野瀨兵衛へ内通せしことの露顯せしと悟れるや否や。其害に遇はんと大に戦ひ^{ふる}慄れ、直に出奔して、一月寺に逃隠れ、公儀へ召捕へらるゝに至りて、己が臆病なる事を押し隠し、故主の不明不徳を訴へしかば、終に仙石家其本領を召し放されて、三萬石の新知とはなりぬ。憎むべき業にあらずや。世間にて専ら噂する如くに、播磨守・越前守の兩人共、左京が爲に毒殺せられしに事極らば、仙石家も是れ迄病死と偽

河野瀨兵衛

り、公儀を欺き奉りて、本領を安堵せし罪科逃れ難ければ、彼家は沒收し、左京は磔となるべき事なるに、其事に至らざりしは、全く御仁慈の御計ひと云ふべし。斯かる未練の不忠者をさへ、世間にては専ら忠臣なりと稱す。其忠如何なる所にかある、笑ふべき事なり。又河野瀨兵衛と云へる者有り。轉とは少しく異なる所あれども、之も其爲す所拙きが故に、忽ち出石を追放せらるゝに至る。其後左京が惡事十七箇條を書き記し、江戸へ到りて仙石の分家、其餘縁類方へも之を訴へしかども、何れも之を取用ふる事無かりしにぞ、生野銀山の地役人、渡邊角太夫といへるは、瀨兵衛内縁ある者故、之に便りてかくまはれしに、同人が江戸に出でて、分家其外へ訴へし事、忽ち左京が耳へ入りしかば、此者を其儘になし置かば、身に災ひあらん事を恐れ、直に捕手を銀山へ遣して、法外なる事をなし、瀨兵衛を召捕連れ歸りて入牢せしむるにぞ、生野御代官西村貞太郎殿より、其狼藉せし始末を、御勘定奉行曾我豊後守へ訴へられしに、同人之を私し、防州の非道なる指圖に依つて、瀨兵衛は首を刎ねらるゝに至る。是れ同人が不幸にはあれども、元來其爲せる業の拙

きが故に、此に至れると云ふべし。又荒木玄蕃・酒匂清兵衛・仙石主計、此等は先祖より由緒ある家柄と云ひ、殊に當時執政の大任を蒙れる身に在りながら、左京が悪事を糺す事克はず、却て之に取り挫かれ、如何に命の惜しければとて、坊主にせられ、穢多村の隣に押し籠められ、全く己等が不器量によつて斯かる大變を引出せしに非ずや。此故に、終には公邊迄も勞し奉る様になりぬ。然るに、其御仁慈を蒙り、事落著に及びしとて、今更坊主天窓に附髪し、再び家老職となりて、如何なる事をなすや。何の面目有りてか、世間の人々に其面を合せるや、尙此上にも其恥を吹聴せんと思へるにや。五萬八千石餘の諸侯にして、其藩中一人も人なし。彼家の弓矢も之にて思ひやられぬ。假令彼家一人の人なしと云ふとも、其分家あり。又歴の縁家も少なからざる事なるに、其中にて一人にても、少しく心を用ふる人あらば、斯かる大變には至るまじき事なるに、先祖武功ありし家に傷つけて、後世に至りぬる共、再び此恥を雪ぐ事なり難し。公邊をも恐れ奉るべき事なり。此度の騒動一件に就いて、一月寺の腹よくすわりし故、轉も仙石家へ引渡さるゝ事無き様になりぬ。

一月寺

なりぬ。若し同寺腹をすゑて願ひ出づる事無くば、瀬兵衛と同じく、轉も首を刎ねらるゝ事なるべし。さある時には、道之助殿にも危き身の上なりしに、之を全うせし事は、一月寺の助力に在る者なり。之に依つて、一月寺は大に名を擧げしかども、仙石家の拙きは云ふに及ばず。彼家に繋れる歴々の事さへ思ひ遣られぬる様にはなりぬ。

同年十二月於長崎唐人騒動見聞略意齋藤町大和屋林藏及長崎より申來書付の寫なり

唐人葬式

一、當春よりの在留船頭、唐人殊漁村と申す者、此間病死致し、葬送の儀願出、任例御免被仰付、當月十三日未刻、葬送有之、船の船頭始め、其外役々唐人並下々の唐人共迄、都合百三十人餘、檀寺南興福寺まで送り願出候處、是亦御免に相成、本ノマ、出服致し尤も、當節唐人他出罷成不申旨、嚴しく御取締有之候に付、途中にて間違ひ無之様、地下役人並大勢附添ひ道中木刀・十手・早繩を持ち、右葬送の式は、凡眞先に屋臺様の物拵、其内に位牌並色々送物有之候を、四人にて荷ひ、又同様屋臺に、鶏猪其外

供物山海の珍物盛立て荷ひ、夫より旗或は太鼓・銅羅等の鳴物有之、其次に下々の唐人共、大勢引續棺參る。其棺凡そ一間半計りの棺にして、上は紅縮緬にて巻き、立花毛氈其外色々の切れにて飾立、凡三十人餘にて荷ひ、其次に、泣き唐人と申者一兩人、是は身近き親類、或は召遣ひの者にて、白衣服にて帽子も布白にて包み候を著し、頻に愁傷涙を流し參る。夫より船頭、其外役唐人共、列を正し、随分愁傷の體日本も同様に御座候。市中の見物夥しく有之、既に本石灰町迄參候處、先立下官の唐人共凡五十人計町々に散亂可致模様に付、附添の役人衆色々制候得共、一向聞入不申、理不盡に散亂致し候に付、無是非役人衆、木太刀にて頭を一人打割り、四五人は取押へ、繩懸申候。右唐人共、是を見て、逃げ歸り候振にて、棺の次に附添候船頭唐人共を致打擲、種々惡言致し、故、船頭共思ひくゞに逃出し、内一人は氣細なる船頭にて、暫時絶入候儀有之、是は同町役場へ引上げ、致介抱候。其後丸山角筑後屋と申遊女家へ連行き、致養生度願に付、醫師等召連同所へ參り外船主唐人は、大徳寺天へ逃行き翌十四日迄宿止いたし申候。

亂妨

此船頭共を右之如く打擲杯せし譯は、此節の御取締筋且本方商賣等に障り候故、船頭共の願と心得違にて、打擲等致し候。右之騒動にて、葬送式は、漸く四五人附添衍カひ式相濟申との成成事に候。

夫より右の下唐人共、唐人屋敷へ歸りて、名役・通事役詰所、或は御檢使等御出座の詰所へ、石を投げ、又は其座に在合火鉢杯を投懸、襖・障子の類打碎、剩へ表門を少々打破り、法外の亂行、言語道斷に相見え申候。門番詰合役人衆、刀を抜、切り懸かり候處、唐人共恐れ、門内へ逃入申候。兼ねて御手配有之候肥前大村様筑前黒田様へ、御奉行所より取固方被仰付、即刻兩御藏屋敷より御駈付に相成、黒田様御人數、大將分四五人、侍衆大勢、足輕五百人、大村家より三百人計り、熊手・鳶口・木刀・槍數十筋鞘をはづして、鐵炮には火繩を挟み、唐人屋敷への前後左右、幕打ち廻し、頭分の侍衆、床机に懸り、旗唐物・纏押立て、其嚴重なる事難申計、夜に入り、高燈籠・大篝火、夥しき行粧に有之、楯板の様なる物、筵にて拵へ用ひ、此楯は筵四つ折にて、竹に結付け、拵る。唐人共は石を投る事奇々妙々なり。其御奉行所よりは、御檢使數頭、地下役人衆不殘出張、十三日夜通し唐防ぎの爲なり。

人屋敷近邊は、白晝の如く輝申候。然る所唐人共相恐候や、其後は館内へ籠り、狼藉無之故、御取固めに相成候迄にて候。前以て御召捕に相成候唐人五人、十三日夜於御奉行所大村家へ御預けに相成申候。但此節御取り締りに付、大村へ被仰付、召捕候唐人御預けに相成候様にて、同村城下に牢獄用意有之候。十四日に相成御奉行所より被仰出候には、前日の始末、此度入津の砌、嚴しく門外不相成旨被仰渡候て、受書等も有之趣意、不相用、別て唐人屋敷表門、御公儀の御門に候處、打破候段、不容易不埒の次第に有之、右様亂行相働候段、定めて發起の當人可有之故、其頭人差出可申、自然當人不相分に於ては、館内へ踏込總人數不殘召捕方可被仰付趣にて、早朝より諸役人衆種々利害有之候得共、何分發頭人向を不申出、又恐入候趣意も相見え不申、竹槍など拔候由相聞え候に付、直に黒田家一勢一手にて、召捕方被仰付、未刻頃館内へ打入に相成、先表門より筑前の家士、當地官役毛谷主水殿、一聲叫び一番に乗入、續て凡四百人計打入、又裏門より凡三百餘雙方一同関を作る。銘々得物々々を、提其外御奉行所より御檢使數頭、御徒目附・御小人目附を始め、地下役人刀指の面々總勢千餘人計り、山も崩るゝ如き勢にて乗入に相成候。

唐人の臆

但筑前の總大將中老職何某殿は、表門に床几に懸り、足輕大勢にて、一備御控有之、大村勢は小島と申所、山の手に列を正し、御陣取控有之、裝束は大將分金入の野袴・羅紗の羽織・胸當兜・頭巾、總て火事裝束なり。侍分は火事裝束、陣笠・踏込、足輕は、印付の半纏・白木綿後鉢巻・同襷金紋付の陣笠・手槍・木刀・鳶口等思ひ思ひに提ぐる。

右の勢にて、一同御打入に相成候處、兼ての我儘にも似氣無く、大に恐怖し、己が部屋部屋に逃入、戸を締め一人も出で逢ひ候者無之、依之右の大勢打入候や否や、鳶口熊手等を以て、部屋々々の雨戸・蔀に至る迄、用捨なく打碎き、屋根には竹梯子を懸け、夫より二階の戸を打ち碎き、駈入々々唐人共を取つて押へ、繩を懸け生け捕り、其内手向ひ致候唐人は、木刀を以て頭を打ち破り、腕・首の用捨なく打居る、生捕に相成候。凡一千人計りの人數にて、雨戸・蔀を打崩し候故、其音凄じく関聲は山に響き、誠に軍陣の如く、目覺しき事共難盡筆紙。扱唐人共の内にて、別て未練の

者は、腰を抜かし、這ひ廻り候て、逃る族も有之、遊女禿の類は、凡そ百四五十人計り有之、一驚を喰ひ候て、泣き叫び逃迷ふ有様、不便にも亦をかし。是等は追々、役人より、表門へ送り出しに相成候故、怪我等も無之、夜に入り人別改候て、遊女町へ不殘御出に相成申候。然るに唐人共、家の隅、押込床下天井の上等へ隠れ、或は關帝堂・觀音堂等に逃隠居候故、隅々隈々御探し相成り候に付、餘程隙取漸暮く頃迄に、上陸の唐人不殘召捕に相成り申候。尤も船頭其外重役の者は、召捕に不及、下官の向き、三百四五十人計り繩付に相成る。此内疵付、凡十八人計と申す事に御座候。即刻御奉行所へ御引出に相成り、夫より黒田勢は引取被仰付。夜五つ時頃、引き取りに相成る。其行粧高張數百張燈し連れ一番手より、五番手迄引列、美々しき事共目を驚し、御藏屋敷へ引取に相成り候上、御門内にて、又々凱歌を唱へ、休息に相成る。夜に入り、御奉行所には、御奉行竝に御目附御立合にて、召捕の唐人共御召出し、其餘は館内へ御歸しに相成る。前文の如く、大村の家士、受取の駕籠に乗せ、侍

衆大勢、馬上にて附添、人足等數萬人、誠に目を驚し申候。右當地牢屋三四人は、十五日に御返しに相成り申候。右濟口如何相成り候哉、跡二船は荷役出來不申に付、港内に繋り居、大騒動に出合ひ不申様、端船唐名さばん御取立に相成居申候。右の通りに有之、兩日の内、市中老若、諸見物幾萬人と申す儀不相分、餘り珍事なる儀に付、見聞粗あらまし凡の所相認置申候。誠に前代未聞の珍事不怪、御威勢奉恐入候。乍併向後、唐人共恐入候上は、穩に相成、商賣繁榮の基に相成可申哉と奉存候。穴賢。

唐通事共へ

去十三日於唐館及亂妨候者、可申上様、總代共へ爲申渡候處、彼是申延し、時刻移候のみ有之候間、無餘儀人數繰入召捕へ、及亂妨候者、名前申立て候様申し付け候處、通事共には、平常工社とも引合無之に付、不便に候間、總代の者呼出可爲申立候旨、申聞候に付、任其意候處、總代共にも難澁申立て不申聞候。通事共にも、工社を一向不存儀も有之まじく、名指申立て候得ば後難も可有之哉に危ぶみ、品能申立候事と相聞え、不埒に候。急度も可令沙汰候得共、此節柄の儀に付、先不

處分

及沙汰候。別紙の趣、唐船主共へ申し渡し候に付、得其意通辯行届候様、誠實に可取計候。右の通申し渡し候間、得其意通事共へ可申渡候。

船主總代へ

去十三日、於唐館及亂妨候唐人共、捕押可差出旨申渡候處、彼是と申延、時刻移候のみに有之候に付、人數繰入唐人共召捕へ、此度致亂妨候者、小者總代共名指し可申立様申渡し候處、難澁申立不申聞候間、先大村牢内へ差遣候。右の中には、定めて亂妨不致者も可有之哉、且入館申付候内にも、可有之哉、最初名前不申立候故、右時宜に至り、其儘に捨置候は、第一不明にて、御制度に拘不容易候間、入館爲致候者の内より、此度及亂妨候者相糺、當人可差出候。入牢申付候者の内にも、不埒無之者は、名前取調べ可申立候。然る上は、出牢をも可申付候。併館内の惡者、猶不差出者不得止事可及其沙汰候。

右之通申渡候間、得其意、唐商共に通事を以て可申渡候。

未四番船

沈粒穀

未五番船

揚西亭

其方共船々先達て入津の節、今度改て被仰出候御趣意の趣申渡候處、乗組一同以連印眞の物差出以後は御國法固く相守り、従前により被仰出候掟違背仕まじき旨申出で、商賣の儀相願候に付、承届け差免候處、此度不法の始末、不成一通、諸番所へ石礫打、剩へ唐館表門扉打ち破及亂妨候段、重々不届至極に候。依之商賣差留候條、荷物速に積戻り可申候。右の通申渡候條、得其意、唐商共へ可申渡候。

未十二月

十月廿四日

仙石一件に拘り候に付、二の丸御留守居被仰付

奥御右筆頭

田中龍之助

同一件に付西の丸新御番被仰付

奥御右筆

神原孫之丞

龍神もいたちに吸はれ骨と皮

田中龍之助・神原孫之丞一件は、先頃脇坂中務大輔より、仙石家口書等書上に相成

仙石騒動

申候處、右文中に、周防守名前澤山有之、如何と存候て、田中龍之助指圖を以、神原孫之丞へ申合候に付、右周防守名前並差合等の文言、所々省き飛讀に被致候て宜敷と、孫之丞へ申合候に付、右文中色々致差略御老中御前にて讀上候て、當日の所、相濟候得共、追て兩人申し合せの趣、露顯に及び、俄に左様御役替へに相成り候由、元來孫之丞事は、龍之助指圖を以ての事とは乍申、前後心得も可有之の所、不行届の事に候、然る所當人は組頭指圖にて、斯様相成申候ては、迷惑と申事にて、引込立腹被致候由、駿河臺近隣の者咄なり。

仙石は永樂錢と思ひしに丸に無の字と云ふ沙汰もあり

永樂がつぶれて百文錢が出来

好い時節今年は大根の當り年 伯耆

落葉散る次第淋しき鳶の紋 周防

仙石内亂

仙石騒動
の概略

文政十年亥六月十四日、河野瀬兵衛塾居被仰付、其後御追放にて、三郡並兩丹・作州

徘徊は差留被仰付。天保四年巳六月頃迄、姉婿生野銀山地役人渡邊角太夫方へ罷在、同六月出府仕、常眞院様、並御同性様方へ上書致し、八月時分生野銀山へ罷歸、同所子供の素讀の世話致居候處、不輕吟味筋有之由に付、十二月中旬頃より、下目附被差出、所の吟味有之候處、右銀山に慥に罷り在り候様相聞え、横目附良八、十六日出立、銀山近邊聞合候處、罷在候に相違無之候得共、御領所地内の儀、容易に難召捕、時分を考へ、出石表へ申通候處、直に御郡組忠次・門平・喜平・準太夫罷り越し、森垣山口邊に手分隠居候處、良八より廿五日右兩所に通達致し、各、用意相調へ、兼て駕籠用意致し置、人足の姿に瘦し、銀山御門番へは、御館入井筒屋勘助方にて、飛脚の者病氣罷り在り候に付、爲迎罷通候様相斷り、角太夫外宅にて、踏み込召捕候處、何者なれば理不盡に狼藉致し候哉と、大音にて罵りければ、隣家櫛橋丈助父子直様罷越し、色々申聞け候得共、元々聞き入れ不申、無二無三に駕籠に打乗せ、繩にて駕籠にからみ付、夜五つ時過、銀山御締無之内、早足にて、御門へ病人の由相斷り罷り通り、森垣村角兵衛・源吉と申者方へ連歸り、手錠・腰繩にて罷り在り候處、銀山より

角太夫父子罷り越し、瀬兵衛儀可相渡旨段々及掛合候得共、小役の者共相渡不申處、御代官貞太郎様を、御差押へ、無據右旅宿に於て警固罷在候處、出石表より、餘り手間取り候故、追々小役被差向候處、右の次第に付、追々注進有之、山本耕兵衛・永井喜右衛門罷り越し、御陣屋へ、段々及掛合候處、召連引取模様相成不申、早々山本耕兵衛罷り歸り、直に入府、大晦日暮時に立出有之、警固役小林集平、生野表へ警固として被仰付、同刻罷り越し、右の一件雙方より、關東伺に相成候處、翌午年二月六日、瀬兵衛儀、御代官西村貞太郎様に引渡候様被仰出、御引き渡しに相成候に付、御郡奉行岩田丹太夫、警固役小林集平引渡相濟み。

口上覺

河野瀬兵衛儀、當御役所へ御引渡申すべき旨、江戸表において曾我豊後守様へ被仰渡候につき、御引渡申候、何分右瀬兵衛儀、道之助方にて輕からざる吟味筋御座候に付、御役所御吟味相濟み候は、何卒道之助方へ御渡被成下候様、精々奉願上候。以上。

往復の文書

仙石道之助内
岩田丹太夫

二月十五日

同四月十五日、瀬兵衛此方へ御引渡に付、永井喜右衛門・小林集平罷り越し受取り、直に夫々警固の者附添ひ、同夜中、裏町揚り屋入に相成る。

仙石左京隠居願御差し留め被仰出候寫

天保六年未五月廿六日四つ時、御使者岩田靜馬・青木彈右衛門

御自分、近年多病、其上去冬以來、久々疝癢氣急に被致、全快候程も無覺束、仍て先頃隠居願の處、無餘儀事には、被思召候得共、先以御幼君の御儀、御政事の儀、御自分へ多分御任せ被置候儀、誠に御勝手向、積年御むつかしく被爲在候處、段々格別の心配を以、夫々被申談指圖等も行届くか、當節の御差支等も無之段、全く精忠の至に被思召候。右に付きて、御加恩等の思召、數度被爲在候得共、御自分氣質且家柄等にては、容易に御受被致まじくやと、是又御心配に常々被思召候。御心外無其儀被爲過、甚以御不快被爲在候。第一、追々御成長被爲遊候に付、最早來秋は、御乗出被遊候御儀被爲、引續き御入部後迄の所、不被相勤候ては、不相

仙石左京
隠居願差
留めらる

仙石騒動

成儀、且又去々春四家の面々、上書の一件に付ては、御自分心配は不及申儀、上御厚配不御一方儀、追々御落著に者相成候得共、無御殘御事濟と申候も未相成兼候儀、大家代々重役等も被仰付候面々迄も過半絶家。寔以御手薄の儀、當節御自分事、被致隠居候ては、御外聞にも相拘り候儀、甚だ以御大切の儀、病氣無餘儀事とは乍申、此處吳々も御不快に被思召候。誠に年來誠忠被相盡候事故、氣樂に被致保養候様被遊度思召候得共、何分御入部迄の所、格別に御大切成御時節、此上は被致隠居候心得にて、幾日出仕無之候うて引き込み等は不及申達、野合等も被罷出、常々心の儘に被致保養、隠居同様の心得にて、快和の節は、折々出仕萬端御政事向厚申談被致候様、御願に思召候。此上隠居の儀、幾度被相願候ても、御取上不被遊候。且又御自分、未格別老年と申すにても無之、病氣間も無之儀、旁、以當御時節の所、厚被勸辨被押張精忠無之候て者不相叶、常々保養專一の儀、被思召候。依之願書御差し下げ被遊、此旨申達候様從江戸表被仰付越候事。

寺社奉行の糺明

天保六癸未八月十日、寺社奉行脇坂中務大輔様井上河内守様より、

御呼出の名前

仙石 左京	荒木 玄蕃	仙石 主計	酒勾 清兵衛	岩田 静馬
大塚 甚太夫	宇野 甚助	久保 吉九郎	麻見 四郎兵衛	西村 門平
鷹取 已伯	渡邊 清助	西岡 斧七		

右は飛脚東海道木曾路兩方に出、十七日著。

十九日發足の面々。

仙石 左京	岩田 静馬	宇野 甚助	麻見 四郎兵衛	鷹取 已伯
-------	-------	-------	---------	-------

西岡 斧七

十九日夕發足の面々西丹波地

仙石 主計	荒木 玄蕃	酒勾 清兵衛
-------	-------	--------

廿七日御用向にて發足。	小林 横藏
-------------	-------

廿九日發足。	岩田 丹太夫
--------	--------

九月朔日、就御用向、急出府被仰付其夜發足。井上鎌藏
五日御呼出面々

仙石左京 岩田靜馬 宇野甚助 大塚甚太夫 久保吉九郎
西村門平 鷹取已伯 麻見四郎兵衛 早川保助 生駒主計
荒木玄蕃 酒勾清兵衛 西岡斧七

右の内、仙石左京・生駒主計・荒木玄蕃・酒勾清兵衛・西岡斧七其夜御役宅へ被留。
翌六日松平伊豫守様へ御預け。

六日御役宅へ罷出候面々

岩田靜馬 青木彈右衛門 杉原官兵衛 宇野甚助 山本耕兵衛
久保吉九郎 鷹取已伯 早川保助 麻見四郎兵衛 西村門平
右の内、岩田靜馬・杉原官兵衛・山本耕兵衛三人、被差留、翌々八日、松平伊豫守
様へ御預け。

七日罷出候面々

青木彈右衛門 大塚甚太夫 宇野甚助 久保吉九郎 西村門平
鷹取已伯 早川保助 麻見四郎兵衛

右の内、青木彈右衛門・宇野甚助・兩人、松平伊豫守様へ御預け。

十二日御呼出面々

大塚甚太夫 久保吉九郎 西村門平 麻見四郎兵衛 早川保助
渡邊清助 鷹取已伯

右の内、大塚・西村・鷹取・早川四人、即日揚り屋入被仰付。

十三日御呼出面々

久保吉九郎 麻見四郎兵衛 渡邊清助 右夜四つ時、過歸邸。
岩田靜馬 青木彈右衛門 杉原官兵衛 山本耕兵衛

右四人、御預けの所、今日揚り屋入。

十四日御呼出面々

岩田丹太夫 久保吉九郎 麻見四郎兵衛 渡邊清助

十九日御呼出の面々

仙石左兵衛 岩田丹太夫 久保吉九郎 青木蕃太夫 岡部角太郎

麻見四郎兵衛 渡邊清助

右の内、岩田丹太夫即日揚り屋入被仰付。

二十日御呼出の面々

仙石左兵衛 久保吉九郎 青木蕃太夫 岡部角太郎 麻見四郎兵衛

渡邊清助

今日宇野甚助揚り屋入被仰付。

廿一日御呼出の面々

仙石左兵衛 久保吉九郎

廿四日御呼出の面々

仙石左兵衛 久保吉九郎 青木蕃太夫 岡部角太郎 麻見四郎兵衛

渡邊清助

廿六日御呼出の面々

久保吉九郎 麻見四郎兵衛 渡邊清助

十月朔日御呼出

仙石小太郎 山田八右衛門 仙石左兵衛 惠崎又左衛門 徳永半左衛門

久保吉九郎 大森 登 渡邊清助 麻見四郎兵衛

右の内、仙石小太郎・大森登兩人、松平伊豫守様御預け、惠崎又左衛門・徳永半左

衛門、兩人揚り屋入被仰付。

四日御呼出の面々

仙石左兵衛 山田八左衛門 久保吉九郎 麻見四郎兵衛 渡邊清助

石原新吾 會田岡太郎 増田七郎

右の内山田八左衛門、翌五日、松平美濃守様へ御預け。石原新吾・會田岡太郎・

増田七郎三人、當日附添の者へ御預け。

十一日御呼出の面々

仙石左兵衛	瀬戸 鴈介	久保吉九郎	青木蕃太夫	草川三右衛門
岡部角太郎	谷津生人	吾妻與兵衛	杉立以成	土岐雄之丞
渡邊清助	酒勾 薫	石原新吾	會田岡太郎	増田 七郎

十三日御呼出の面々

仙石左兵衛	久保吉九郎	麻見四郎兵衛	石原新吾	會田岡太郎
増田 七郎				

十九日御呼出の面々

仙石左兵衛	長岡右仲	久保吉九郎	石原新吾	會田岡太郎
増田 七郎				

四家の面々上書

私共儀、當時身分奉恐入候得共、世祿の臣下の儀に候へば、上御爲筋より奉存候に付、不得止事奉言上候

四人上書
して左京
等の不法
を訴ふ

一、殿様御幼年、追々御成長、御明君にも被爲成候様、御人選にて、重き御役人出府、御輔佐可被仰付候處、嚴しく御儉約の殿様、上々様方、被遊御難澁、既に先年大殿様御幼年の砌は、御年寄二人詰めて、萬事御手先の儀共申合、毎夜御年寄御用人打込み、一人づつ泊り等被仰付、御他行の節も、上御目障に不相成様、御用心の爲、出石方詰候外様三人宛、御出先々へ罷り越し、御歸宅の節も、御後々不相知候様罷歸、御異變の節の御用心に御座候。然る處、當時甚だ御手薄にて、度々の御他出も被遊、御幼年御他行の儀は、元來御陰氣不被爲成、且は世間の様子にも、被遊御馴、第一御養生の一筋にも被爲成候。然る處、當時は御近火の節、俄に御立退も御座候事に御大切の御儀に奉察候。

一、仙石左京岩田靜馬兩人、分限不相應、萬石以上同様の奢り、世間一統眼前の儀に御座候。右箇條數多の儀に付、文略仕候。

一、去戌年造酒清兵衛源太左衛門御役御免の一條、源太左衛門、弘道館御締役の砌、櫻井良三と不和、竝源太左衛門短慮の性質、右兩様を見込み、重役向、上下御

役人・諸生等迄に手を廻し、尻押仕り、源太左衛門願書差出の上、悉く謀計を以、俄に御役御免、一段入組候儀に付、文略仕候。

一、去亥年、御勝手方一統御免の一條、是又主計一人へ御任せ被置候意味合、謀計前條同斷の事。

一、江戸詰の面々聊の不束を大層に取拵へ、是又前方より巧み置く謀計の事。

一、自分懇意隨身の者、勝手次第に昇進爲仕、賄賂専らにて、隨身の者多く取拵へ、此所深き巧みも有之事か、依之當御時節、御家中九分通りは、甚困窮に候へ共、音信贈答の儀、御觸出無御座候事。

一、去亥子年江戸詰の面々、聊の儀に付、嚴しく被仰付御座候得共、靜馬など其儘に被差置候者に無御座候。江戸詰一人の節は、日々の様、他行仕り、御用人にて、如何しく存、無據心添仕候處、一向取用無御座候由。元々詰中身持等も不宣、併御門外の儀は如何有之候共、御門限正く、他行少々候得ば、強て御構被遊候儀には無御座候得共、御屋敷内にて、色々惡說専ら取沙汰御座候得共、穩便仕候事。

一、重役にて申述候は、當時昇進望候者、専ら賄賂致し候者、昇進相成候由申聞候様、尤證人も御座候。既に古語にも、爲官擇人者治り、爲人擇官者亂るとも御座候。御政務に關はる人、右様の儀、御家中へ教候て御政道相立ち、上御爲に相成候儀哉。右等にて可被遊御察候事。

一、左京・靜馬・貢三人、格外懇に仕、萬事馴合ひ色々手を盡し、上を御欺き申上候段、内存の所難計御大切奉存候事。

一、貢事大欲の者に付、左京方々妻子共に至迄、賄賂音信仕候。右欲心に迷ひ、御側以來格別の御懇意忘却仕、左京へ與し、上を欺申上候事。

一、舊年、甚助京都にて、角力勸進元並富仕り損失。右故か京都にて、角力取七八人、藝者等召連れ、度々往來仕候を、當所袴座村、上下共見懸候由、然る處彼是莫大の損金にて難罷歸、病氣の様、色々惡說等も御座候。依之鷹取夫婦、御用達江原村茂右衛門上京、漸く罷歸候處、歸後、極月廿八九日頃迄、左京・靜馬度々罷り越し候處、年頭出勤罷出候。元來甚助儀は、左京大望相談相手股肱の者に御座候故、京都・大坂並

病氣の様、左京が如何奉申上居候や、何れ追々上御難澁の基、推察仕候。右の様御疑も被遊候は、御政事を始め、總ての模様共、人物御選の上、御役人内へ御尋可被遊候。尤も當時の權威に恐れ、容易には申上まじく、強て御尋被遊候は、真直に可奉申上と奉存候。前條の様、御取用被遊候は、御道筋御取計ひ可奉申上候。萬々一御用も被爲在候は、御沙汰不被遊、直様御下げ被成下候様奉願候。當時の御用部屋内へ、御内談被爲在候節は、白地には難申上候へども、御家御不爲、御家中騒動にも相成り可申と深察仕候に付、吳々も、御用部屋へは決て爲御見不被遊、直に御下げ可被成下奉存候。誠に乍不及上御大切と奉存申上候儀、聊私の儀には無御座候間、左様被思召可被成下候。以上。

仙石 主計

荒木 玄蕃

酒匂清兵衛

原市郎右衛門

辰正月十六日

左京を讒
せりとし
て四人を
處分す

荒木玄蕃

乙未正月廿六日、被仰渡書

荒木 玄蕃

其方儀、去辰正月十六日、大殿様へ、重役並役人共不正不直の様、仙石主計、酒匂清兵衛、原市郎右衛門等申合、徒黨連印にて、致上書候處、右は全く讒訴の段、御察覽被成不届至極被思召、早速御呼出御糺明も可有之處、さ候時御重科の沙汰にも相成、舊家家柄の儀、不便に被思召、格別の厚御仁政にて、思召被爲在候を以、隱居逼塞、倅信太郎へ家督申付置候處、去る六月元家來、當時浪人河野瀬兵衛構場所をも不憚、江戸表へ罷出、同姓共へ右上書同様、其外自考、並風説等取交、文意相巧及讒害訴訟、猶又同人姉婿、生野地役人渡邊角太夫々不容易向へ瀬兵衛同様申立、無餘儀公邊御沙汰に相成、右に付無御據、去午年正月十六日、西御殿へ御呼出、大殿様於御前、先般上書の趣、一々及尋問候處、聊譯立候答無之、不東至極恐入候様、或龜忽の儀申上恐入候段、又は此上御慈悲筋相願候旨のみにて、一言の申譯無之、全上を欺候大膽不敵、不忠不義の至、誠に重役並役人共の内及讒訴候始末、武士道不似合の

仙石騒動

儀、重々不届至極に付、切腹可申付處、先祖共、代々忠勤を存じ出し、旁、此上廣大の仁惠を以、死罪一等を下し、剃髮の上、圍場へ差遣候。急度相愼可罷在者也。

未正月廿六日

八月九日、寺社御奉行所々、御留守居御呼出、今般御吟味筋有之、人別書を以御呼出被仰付候。其頃山本耕兵衛、江戸表罷在、則手續書相認、帳面數通拵立、請向御役所へ配り候手續書之寫。

手續書

一、隠居播磨守在命中、居屋敷内へ、度々投書有之、其後去る天保三辰年、仙石主計、荒木玄蕃、酒匂清兵衛、原市郎右衛門連印にて、當時在勤重役の内、並役人共之内、家政不直の趣、書面を以申立、右主計始め、四人の者共播磨守へ不束の儀有之、無役に罷在り候處、申合せ右の次第、誠に度々有之由投書し同事申立、元々讒訴の始末に付、播磨守不届至極に存じ、急度糺明も可有之處、さ候時は、重科の沙汰にも相

成候に付、格別の慈悲を以て、隠居逼塞等申付置候處、去る巳年六月、元家來當時浪人河野瀨兵衛と申者、江戸表へ罷出、不届有之候に付、去る午正月十六日、右主計始め四人の者共、播磨守前に於て、年寄仙石小太郎、青木彈右衛門、大森登、杉原官兵衛、用人齋藤岩雄、右の面々々、先達て差出し候書面を以て、一々及尋問候處、聊一言の申譯も無之、絶言語候儀共にて御座候。

家老 仙石 左京 年寄 岩田 靜馬 同 山村 貢

右之面々は主計等四人之者申立之名掛りに付、尋問に不携候。

一、主計、玄蕃、清兵衛、市郎右衛門、轉其外共手續書左之通に御座候。

仙石主計

仙石主計

右先年勝手方引受、相勤居候處、追々難澁相成、進退致方無之、家中扶助米不殘賣拂、江戸差立金は勿論、渡米も無之次第、尙又收納米、青田の内、人別に七步方相渡、聊之融通も出來不申、思慮分別に不能、仕方無之に付、領分中用達、其外他領近在の身元相應の者相頼み、收納米は勿論、萬事其者共へ相任せ置き、何事も勝手に取

仙石騒動

111

計候様可爲致段、右の趣に無之候にては、勝手方一日の取續も難相成旨、強ひて申立候に付、無餘儀任其意候處、間も無之、右の面々破談に相成、實にひしと手詰の場合に押移り、片時も難相勤候段、頻に役儀赦免の儀願立、不束の始末に付、急度申付方も有之候得共、家柄の者に付、格別の憐悲を以て、九箇年以前、願之通役儀赦免申付け置候。去る天保三辰年、荒木玄蕃酒勾清兵衛原市郎右衛門等申合、連印書付を以て、當時勝手懸り重役を始め役人共の内、不正の趣種々讒言相拵、文意相巧み、書付を以て隠居播磨守へ害訴申立、其次第實に法外の儀、重々不届に付、夫々急度可懸吟味處、さ候時は、格別の嚴科にも不申付候ては不相成、不容易儀に付、尙又格別の仁惠にて、存念有之旨を以、隠居逼塞、忤へ家督申付置候處、不一方仁惠をも不顧、次第に惡計を廻らし、不届増長致候段、申合居候者の内、及内達候。其委細は末に申上候。右根元と申す者、道之助家來、當時浪人河野瀬兵衛と申す者、發頭にて、右の通申合せ相巧み、讒訴申立候處、存念不相立故、瀬兵衛江戸表へ罷出、神谷轉と申合、道之助同姓の内へ種々取巧み、讒訴申立候。右の次第に付、難捨置、

荒木玄蕃

荒木玄蕃

先達て差出し候書面を以て、主計始め一々及尋問候處、全く取巧み跡形も無之儀、先非を悔恐入、憐悲の程願出、武士道不似合の始末、不届至極に付、仕置申付候。

右、先年江戸詰中、身持不行跡、多分の金子散財、定府内藩の者相頼、他借仕、自分名前は不出、大勢之者借用主に致し、追々金高相成、返濟及不埒、出訴にも相成次第、其外家格の法度を背き、夜中外出は勝手の儀第一、其砌上野御靈屋御普請御手傳蒙仰、右上納金國方當時勝手掛り之者共々、手詰難澁の中、色々才覺を以、差立候處、右を取込自分遊興に遣捨て、今に其儘打過候次第、言語道斷之條、重役不似合不束に付、急度申付方も有之候得共、家柄の者に付、格別之御憐愍を以、役儀赦免申付置候處、前書の通、主計清兵衛市郎右衛門等申合、同様の始末、武士道不似合不届至極に付、仕置申付候。

酒勾清兵衛

酒勾清兵衛

右、先年同役の内へ、不和之儀有之、勤柄不似合不束の儀共に付、役儀赦免申付置

仙石騷動

七七

候處、前條の通、主計・立蕃市郎右衛門等申合、同様之次第、武士道不似合不届至極に付、仕置申付候。

原市郎左衛門

原市郎右衛門

右、先年江戸詰の節、立蕃同様不届の儀有之に付、役儀赦免申付置候處、前書之通、主計・立蕃・清兵衛等申合同様の始末、武士道不似合不届至極に付、仕置申付候。

河野瀨兵衛

河野瀨兵衛

右元來姦佞の性質にて、常に人氣を騒立候儀相好候者に御座候處、先年勝手方融通筋借用之儀申立、前書之通主計引受之砌、勝手向取亂罷在候儀に付、借財方爲取計、京・大坂等へも差出候處、聊之儀も出來不申候上、不届之儀共多分有之候に付、九ヶ年以前、隠居・蟄居等申付置候處、其後重々惡計を巧み、蟄居中、不届増長致し候に付、急度申付方も有之候得共、憐愍を以、離散申付、尤無分別者に付、不届之儀仕出し、恐入候儀も可有之哉と存候に付、江戸・京都・但馬・丹後・美作徘徊差留申付置候處、去去已之六月御府内へ罷出、神谷轉と申合、道之助同姓へ書付を以て致讒訴、勝手掛

り重役の面々、其餘役人共之讒訴を種々取拵へ、色々相巧み申立候次第、不届至極之始末、依而住居相尋候得共、其内江戸表へも罷出、但馬國徘徊致候趣、相聞候に付、及吟味候處、生野銀山地役人渡邊角太夫、別住居へ差置候旨、右は構場所の儀、重々不届之至、不輕吟味有之者に付、生野御代官西村貞太郎様へ懸合候處、御召捕之上、御下知を以、去る午四月十五日、道之助へ御引渡に相成候に付、一々及吟味詰候處、申答候は、道之助同姓へ差出候願書共、何も證跡は無之、唯々推察・風説・自分考等を以書出候段、一箇條も申譯不相立、深く取巧及讒訴候段相顯、不義不道・大惡之次第、絶言詞候御儀に御座候。則吟味詰の上、御届申上仕置申付候。

神谷轉

神谷轉

右兄は、神谷七五三と申候。同藩中清水孫太夫と申候に養子に罷越し、故美濃守側勤罷在候處、不束の儀有之、外様勤に相成候處、自分の非は不願、時々重役共、不正の申付と遺恨に申成居候。第一養父母へ事方不宜。右故孫太夫よりも及離縁、兄七五三方へ同居罷在り候。且又道之助同姓仙石彌三郎方へ、櫻井一太郎と申者

仙石騒動

四九

用立居候處、此者前々々轉と入魂にて、同人吹擧を以右轉、彌三郎方へ相勸罷在候處、前顯の通り去々巳年、瀨兵衛と申合、轉重立て引受、同姓共へ及讒訴、兄七五三をも勸込内意爲致、不届至極の儀共に付、轉並に兄七五三共糺明仕度、轉も彌三郎方へ引戻し申遣候處、其儘出奔行衛相知不申候に付、全く法外の讒訴申立候故、吟味に相成候ては、申譯無之故、武士道不似合未練の始末、不義大罪者右にても相分り候儀に御座候。右の通不容吟味の者に御座候。

主計弟 同斷 市郎右衛門倅
磯野六郎次 清兵衛倅 原 敏郎
伯父甥從弟續 小頭 酒勾 薰
土岐雄之進 斧七

右の面々、主計始め惡黨の者共へ同意罷成、尤雄之進儀は、不忠不義の至と奉存候得共、主計等々始めて申聞候砌、同意不相成、及異議候は、差違候段、嚴しく誓言仕り候に付、無餘儀同意の體に罷在候得共、次第に惡意增長候に付、難捨置旨にて及内達、猶同人申達候は、主計始め同意の者、時を得候へば、早速當時重役の内、並役人共の内、切腹可爲致と相巧罷在候由、斧七是又改心仕り、及内達、此者輕き

身分に御座候處、瀨兵衛方へ數年立入、主計立蕃等へも出入り候者に御座候。主計始め蟄居、或は逼塞等にて、門外不相成儀故、書通往返、並瀨兵衛、生野渡邊角太夫方に罷在り候節も、何角申合之使、斧七仕候て、惡計取巧み、不届の次第、右二人も委細に申達仕候。但し市郎右衛門儀は、去る午二月病死仕候に付、忤敏郎へ申渡仕候。

仙石主計

其方儀、去る辰正月十六日、大殿様へ重役並御役人共の内、不正不届の趣、荒木立蕃、酒勾清兵衛、原市郎右衛門等申合、徒黨連印にて上書致し候處、御察覽被遊、不届至極に被思召、早速御呼出し御糺明も可有之處、さ候時は、重科の御沙汰にも相成、舊家家柄の儀、不便被思召、格別厚御仁惠にて、思召被爲在候趣を以、隱居逼塞、忤富太郎へ家督被仰付置候處、去る巳六月、元家來、當時浪人河野瀨兵衛、御構場所をも不憚、江戸表へ罷出御同姓様方へ、右上書同様、其外自考、風説等取交、文意相巧及讒訴害訟、尙又同人姉婿生野地役人渡邊角太夫、不容易御向きへ瀨兵衛同

様申立。無餘儀、公邊御沙汰に相成、右に付無據去る午年正月十六日、大殿様於御前、上書の趣、一々及尋問候處、聊譯立候答無之、不束至極恐入候趣、或龜忽之儀申上、恐入候段、又は此上御慈悲筋奉願候のみにて、一言の申譯無之、全く上を欺く大膽、不忠、不義の至、殊に重役並御役人共の内、及讒訴候始末、武士道不似合の儀、重不屈至極に付切腹可被爲仰付處、先祖共代々忠勤を思召被出、此上廣大の御仁惠を以、死罪一等を下し、剃髮の上、圍場へ差遣候。急度相愼可罷在候事。

未三月

一、荒木玄蕃、酒勾清兵衛申渡、同様文略仕候。

一、瀬兵衛、當未六月七日仕置申渡、左之通に御座候。

河野瀬兵衛

其方儀、不屈の儀有之、去る辰六月十一日、離散申付置候處、其後御構場をも不憚、勝手に徘徊致し、剩へ江戸表へ罷出、重御方々様へ巧を以種々書出し候に付、及吟味候處、一々證據筋無之、詰る所自分一己の考へ、推察或は風説等取交書出し、奉恐

入候旨及白狀、畢竟上を欺く巧みを以、在役の面々を仕落し、己致歸參、諸事取行可申との企、既主計、玄蕃、清兵衛、市郎右衛門へ、去る文政四巳年申合候段、及白狀、全徒黨の張本、大膽の始末、不義の大罪、重々不屈の至に付、於成敗場打首申付者なり。

未六月

右之通に御座候。

右の通、帳面に仕立、御役人向へ配り候由。

天保四癸巳年、河野瀬兵衛、江戸表へ罷出で常信院様、竝御同姓様方へ差出候書面、左之通。

箇條書

一、從御先祖様御家傳之箱と申、前以御城有之候。御大老職之者、内見仕廻置可申古格之處、不在其職、其向御役人を出させ、自分宅に取寄暫留置、其後御朱印御土

藏へ入置、内々御品は如何成行候哉の事。

一、御城内、自分居屋敷を、御堀へ板を渡し、町方醫師宅へ、子供下女遊行爲仕、三つ門御へり相立不申、第一公邊憚り御座候哉之事。

一、先年御勝手方相勤候砌、御家中町在へ五萬兩の御用金申付、大坂々三萬兩計御借財仕、其後自他共御返金御断切に仕上、御勝手向一と方も御筋立相見え不申、自分萬石以上の暮仕、岩田靜馬、山村貢始め、其向御役人、格別之奢仕候事。

一、御家中面々扶持申付、小役人御徒士以下之向にては、三度の食事も仕兼、在町へ不時之御用金申付、御用金之儀は御公務御家督御火災等、譯立候節被仰付候儀に御座候。然る處、左京靜馬、馬鷹其上京都々妾を取寄せ、度々入替の上、困窮之時節、不似合に御座候事。

一、堺々十匁筒鐵炮十挺、都て兵具類、前新規に申付、具足等申付、自分差料大小、百兩、百五十兩以上之品三四通申付、家器儀、都て右に准じ候事。

一、美濃守様御在國之砌、御招請仕、自分妾杯差出、三味線等にて御遊興申上、都て

茶屋同様の取計、君臣之失禮、上を蔑に仕候事。

一、江戸表之儀は、上御勤先至て御大切之御場所柄、御屋敷杯大破、奉始御幼君様上々様方御手許之儀、其外御飲食、御衣服等、格別之儀仕、御幼君様日々御手習御清書さへ難被遊位之儀仕、御側内々内々紙差上候と申程之由、自分宅綺羅を盡し、萬石以上之暮仕候事。

一、江戸表御奥様を、格別之御難澁にて、御立行難、被遊御迷惑之趣、御隠居様へ被仰進候處、左京御呼出逸々御尋之處、江戸御暮御勘定奉行共、心得違之趣に御受仕、夫々御勘定奉行呼下げ著の砌、兼々途中迄人出置候て、無餘儀其者へ罪を爲負候趣、立腹不仕様取計置、著之上、役所にて、御役人共夫れく立會吟味仕、御勘定奉行へ不念に仕、四五日慎被仰付、然る處慎中、内々左京靜馬を、日々酒肴を贈り、實に不届筋有之者へ、重役之者を送り物仕間敷、只自身逃れ相頼、上を欺き候御儀之事。

一、江戸表交代之御侍、於途中御傳言申含直し、故障仕候事。

一、御城に有之御刀、其向御役人取出、町方へ拵付候處、露顯仕候に付、御側頭取へ相願、美濃守様御成之節、御土産に取計、不届至極の事。

一、御城に有之候槍の穂其向御役人へ取出し、自分打限に申付候事。

一、御勝手方内借金引當として、御家中内へ差出置候井上眞改之脇差、自分差料に仕候事。

一、御勝手方内借金引當として、御家中内より差出候具足二領紛失之事。

一、自分の場にて、御物頭初、御家中射術見分申付、家内下女等迄、内々見物爲仕、諸藝檢分の儀は、上御名代として、年々於御殿仕候儀、自分威光を振ひ、不届至極之事。

一、悴前髪祝ひ、禮家師範相招、烏帽子大紋にて、大禮を行候事。

一、悴具足著用初、禮家師範、軍師範相招、烏帽子大紋にて、大禮を行ひ、親類中相招、時節柄不相當、其上にても、是迄不被遊大禮奢増長の事。

一、悴婚姻の筋、途中出迎、下女駕籠六挺、長持等に福面を飾り、傘鉾を付、大手御門

を謠込せ、先年兩御姫様、京都へ御入興之節之五層倍の儀仕、奢之最上、御郡中目前に御座候事。

一、美濃守様御忌日、左京靜馬在方に罷出、御用達振舞、魚鳥取揃仕、重職にて猶更不届至極之事。

一、他所浪人之鷹匠、暫留置、野合に召連、御城内も勝手仕候由、陪臣之野合に、鷹合不容易之事。

一、大坂へ吟味之上、功者の馬之に取召抱候、時節柄不憚事。

一、御勝手方次第に御逼迫之處、先年造酒在勤中、銀札出高多に付、工夫仕、取火燒捨被仰付候處、當時新銀札莫大に差出、當座凌に仕、御隠居様へは、追々御取直にも至り候哉に御欺き申、銀札の儀者、行年御大切に及候儀に御座候事。

一、悴縁談之儀、江戸表懇意之向へ頼遣、當時御老中様方之内承合、相應之儀無之時は、御老中様御同姓御末家内へ承り出候様申遣し、松平周防守様御同姓松平主税様へ縁談仕、左京方へ前後入用差出候由、右位迄仕、是非御老中様方親類に仕度

と存立候處、意味合有之候儀、先づ美濃守様御逝去之砌、内存間違候處、追々乍恐御隠居様御逝去と申時分、何ぞ大金御座候哉、江戸・出石共御家中御役人・小役之者迄、皆々左京へ隨順罷在候得共、御先手・御物頭・御馬廻りの面々、外様の者、誰も歸服不仕候に付、萬一之儀御座候得ば、總家中二つ三つにも相分れ、御親類様方か、又は公儀へ願差出候様罷成り可申、何か内外篤と下墨候得ば、甚以不安慮、奉恐入候に付、此段相認候事。

一、先年美濃守様御大病急使參り候節、七八歳之悴召連罷出、一向合點行不申に付、年寄酒匂清兵衛、明る日出立にて、左京を乗越罷出、御同姓様方へ左京内存念分り不申、都て御心得可被下旨御願申、其内出石御妾腹之道之助様、御參府、御願濟に候得共、其砌よりの大望、今以胸中難去候哉に内察仕候。當節御大切に奉存候事、右箇條の趣、荒木玄蕃・仙石主計・酒匂清兵衛御呼び出し、其席へ私儀御召戻にて罷出、御隠居様御陰聞被遊候は、逸々明白仕、其上左京始め不届筋證據に罷成候品差出可奉入御覽候。私共不罷出候ては、印の品相知れ不申、何分玄蕃

逸々ハ一々ノ意

始め御隠居様御目通へ被爲召出、御尋問被爲在候は、明白仕候得共、當時の年寄御用人中にては、左京内意に付、決して相分り不申候。且又玄蕃始め私共迄、塾居・隠居・御追放被仰付候へ共、何之御咎と申箇條無御座、唯思召有之と申儀にて、不忠不義之儀、毛頭無御座候。不法に思召と計之儀、此上糺明さへ被仰付候得ば、雙方善惡明白仕候儀に御座候。以上。

一、河野瀬兵衛、生野銀山渡邊角太夫別宅に罷在候處、巳十月十六日、横目附良八、生野表へ參り聞合せ、慥の儀承り、御郡組準太夫・忠治・伊作・喜作・門兵衛右五人にて、森垣・山口邊に手分、隠居良八廿五日通達し、駕籠用意、御門は御出入井筒屋勤助方にて、飛脚之者病氣罷在候に付、爲迎罷越候趣、相斷候事。

申三月十六日、御用召にて將軍様御直に被仰付候。

脇坂中務大輔

仙石道之助家政向取捌正道に取計尤に候。依之被任待從西御丸御老中様・大納言様御用掛、御本丸御老中勤被仰付候。

脇坂中務大夫の昇任

仙石騷動

虚無僧の
掟

○慶長年中、虚無僧本寺へ被仰渡候御控書之寫

日本國の虚無僧の儀は、勇士浪人一時の隱家に爲、守護不入の宗門なり。依て天下の家臣、諸士の席上に可定置條、可得其意事。

一、本寺より宗法出之置、其段無油斷相守可申候。若相背者於有之は、末寺方相改、虚無僧は寺々急度以宗法可行事。

一、虚無僧渡世の儀は、諸國所々巡行專とする由、其段差免可申事。

一、虚無僧一圓修行の由に、諸國に國法を申立て、虚無僧へ庵末慮外等、又は托鉢に障りむづかしき儀、出來候はゞ、仔細相改、寺へ可申達候。於本寺不相濟候儀は、早速江戸奉行所へ可告來事は、

一、虚無僧托鉢に罷出で或は道中往來之節、又は於何方も、天蓋を取、諸人に面體を合せ申間敷事。

一、虚無僧托鉢之砌、脇差並武具類一切爲持間敷候。總ていかつ箇間敷形を致申間

敷候。尤九寸五分以下之刃物、懷劔にして差免可申事。

一、虚無僧は兼て武士の道、敵持尋込國々儀も依有之、所々芝居或は渡船等迄往來自由差免可申事。

一、虚無僧改として、諸國へ番僧を廻し、宗法行跡を改可申、若似僞虚無僧於有之者、急度相改め宗法可行、若賄賂を受於見逃は、番僧取上可爲重罪、總而猥に無之様可仕事。

一、虚無僧之外尺八吹申間敷、若有之於は、急度差答可申。尤樂に吹申度望者は、本寺々尺八之免し出可申。勿論武士之外、下賤之者、尺八吹申間敷候。尤虚無僧爲致間敷事。

一、虚無僧罷出敵討致度者於有之は、其段委細相改差免可申勿論、大勢集り討間敷候。尤同行二人差免可申。併諸士之外一切不差免事。

一、虚無僧之儀者、一方之御手當に候人にて、諸國往來操三尺づつ檢地離れ、虚無僧知行米として相渡、依之何國にても托鉢に障り、六ヶ敷儀出來候はゞ、早速江戸

奉行所へ可告來事。

一、法眷の輩士官之著合大名は格別、旗本以下平生熟議可爲同輩事。

一、住所を放、他國諸城下托鉢修行之刻、鳴物停止に候は、宗門傳授も旁、海治の外吹申間敷事。

一、虛無僧托鉢の刻定寸紛位が尺八には手寄、笹の竹物吹申間敷事。

一、虛無僧之儀に下之家臣、諸士の席に定置上は、常々宗門之正道を不決事。

一、何時にても還俗可申候間、面々僧形を學、内心武士之志を學、兼て武者修行之宗門と可相心得者也。併國々往來自由皆免し巡行可爲肝要之條、可得其意事、依而定如件。

右十七箇條。

上意の趣相渡之間、奉拜見、虛無僧會合之節、能々爲聞可被相守者也。

本多上野介

板倉伊賀守

慶長十九年甲寅正月

〔原註〕十
七ヶ條ト
アレドモ
本書本文
ノ如クニ
シテニケ
條不足

虛無僧本寺へ

本田佐渡守

乙未十二
奇

○乙未十二奇

音羽屋猫天下。 出石騒動轉千辛。 孝女手柄討親敵。 奥方

横死尋家臣。 辱士被殺茶漬店。 救娘逢害武士仁。 水道

大鱧變金子。 猩々小僧亂人倫。 大工手練害勇士。 吉原

假宅多浪人。 地震風邪賑藥店。 百文流行如鬼神。

十月廿九日御役御免の節

今日の日の夢ばかりなる退役に甲斐なく立たん名こそ惜しけれ

川柳句

五右衛門は草葉の影で舌を出し

仙石騒動

時評
川柳

池田には米の高いにおほ伊丹仙石つぶす左京をこしらへ
仙石を取つて捨んと主税めが周防旨くもさてはいくまい

隣から覗いて見ては思ひ出し

永樂をつぶして百文錢が出来

周防糟こぼれた後をはく伯耆

周防著て仙石脊負ふ主税持ち道輪違ひに出石行くらん

權兵衛が種を蒔いたを甚内がほじくり見れば芋の種

此度百文錢鐵錢新規吹立被仰付候に付ては、角錢に紛しく、永樂騒動新錢座に
て吹直し被仰出、家中之者共追々御呼出わちがひなく可指出、永樂錢は利發に
付、可然取捌被仰付候事。

川柳

伯耆 本庄の大根今年は當り年 伊豆 顔見せに出てこよかしや三つ扇子

土井 氷るとも無理にも廻せ水車 周防 落葉して淋しくなりぬ葛のもん

筒井 室咲の梅も寒さに沈むやら 脇坂 しほ留めて洗ひ上げたる周防染

同 輪違が出来て再び名が高し 水越 澤瀉の露におもたし秋の末

大久保 藤蔓は肌あらはして冬木立 田中 土龍奥から黏に追出され

苗字程残れば能が丸になし 永樂は天保錢でかげも無し

○天保七申年大小 小の分

十二不敵な八つの六ぬす三この左京めをなんとしま正

○仙石といふ人あり。

一に主税を抱き込んで、 二に女房の縁引いて、 三に左京に繕はれ、
四つ養子の周防だん、 五つ一月寺が事が知れ、 六つ謀叛が顯はれて、
七つ中務に責められて、 八つ屋敷へ預けられ、 九つ虚無僧一人もの、
十でとうく御國受け、 仙石ないを見さいなあ。
おまへは濱田の城主さん、汐留にもまれてお色が眞青な、こちやかまやせんかま
やせん。

大黒舞の
換歌

大學作り
換へ

狂歌

能の番組
に擬す

官物を私
す

大悪 趣意證據。

普化宗曰、大悪者徒黨之醫者、而諸藥入毒之物也。於今可知主人喰毒之仔細。獨頼斧七之存、而本望遂之。役所必因是而收焉。庶于其不騷矣。大悪之道、在改麵毒、在蔑上、在止死罪。

弟に力のあるはいらぬもの兄を投げたり家をなげたり。

○番組

高下

玄番・清兵衛・四郎兵衛
主計・市郎右衛門・左仲

遠島

甚太夫・足助・門平
丹太夫・彈右衛門

磔

左京・野馬・巳伯・官
兵衛・甚助・耕兵衛

騷動

主計・大隅
小田原 隼人・飛驒

祝言

主税・豊後・伊豆・亂美
濃・肥後・伊豆・豊前

祝言

老中
老野

狂言

笑つぽ友蔵、
周防落し鹽留、

以上。

公儀御腰物方西山織部^{二十}と申す人、御道具を賣り拂ひ、質物に入れなど致し、事露顯致し、十月廿四日、俄評定にて、西山は揚り屋入り、其外二人、同道、人へ御預け、西山事其外の罪惡も御座候由、質入は僅か廿五兩なり。外二人と云へるは、御腰物方

御指懸り、長谷川鍛次^{三十}、吉田虎治郎^{十三}、右於評定所、村上大和守・筒井伊賀守・大澤主馬立ち合ひ、大和守申し渡す。

浮世の有様 卷之五前 終

大正六年三月廿五日印刷
大正六年三月廿八日發行



編輯者兼
右代表者

今村勝一

印刷者

榎山定吉

印刷所

友文社

發行所

東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番


國史研究會

國史叢書

浮世の有様二

定價金一圓二十錢





SAN-AISHA SHOTEN

電話神田二九七五番

三愛社書店

